平成２１年（フ）第１５４０３号
東京都多摩市東寺方626―２―５―502
債務者　大見晃一郎
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４０５号
東京都新宿区百人町２丁目23―40―103
債務者　柴野　雄平
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４０８号
神奈川県横浜市港南区港南台２―１　かもめ団地６―703、住民票上の住所神奈川県横浜市港南区芹が谷５丁目21―６
債務者　佐野　友紀
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４１２号
東京都清瀬市元町１丁目８―20　クレール元町M101
債務者　柏木　麗香
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４２９号
東京都世田谷区北烏山８丁目27―15―102
債務者　高橋ゆり子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４３６号
東京都足立区鹿浜６丁目36―６　アペリオ鹿浜１号館105
債務者　千田　元子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４４７号
東京都葛飾区新小岩４丁目25―１―204
債務者　佐々木由子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４５０号
東京都品川区西大井５丁目17―17―301
債務者　小鹿千鶴子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４５１号
東京都品川区西大井５丁目17―17―301
債務者　小鹿　里枝
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４５２号
東京都品川区東品川４丁目12―11―207
債務者　櫻井　亜希
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４５５号
東京都多摩市永山４丁目２―23―203
債務者　伊藤なな子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４５６号
東京都多摩市永山４丁目２―23―203
債務者　伊藤まゆ子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４５９号
埼玉県さいたま市西区大字西遊馬1069―５―102
債務者　梅内　裕子（旧姓海老沢）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４６１号
東京都台東区根岸３丁目６―９―207
債務者　阿部　辰夫
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４６２号
栃木県小山市駅南町１丁目８―７
債務者　原　由香里
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部